



平成 25 年 10 月 24 日

各 位

会社名 株 式 会 社 メ デ ィ ネ ッ ト
代表者名 代表取締役社長 鈴木 邦彦
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大 輔
(TEL 045-478-0041)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社メディネットは、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更(発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設)を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月 27 日に、全国証券取引所より「売買単位の集約に向けた行動計画」が公表され、平成 25 年 1 月 19 日に、売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限が平成 26 年 4 月 1 日に決定されたことに対応するため、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用します。

なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 3 月 31 日(月)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 10 月 24 日(木)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

①株式分割前の発行済株式総数	873,331 株
②今回の分割により増加する株式数	86,459,769 株
③株式分割後の発行済株式総数	87,333,100 株
④株式分割後の発行可能株式総数	175,120,000 株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成 26 年 3 月 14 日(金)
基 準 日	平成 26 年 3 月 31 日(月)
効 力 発 生 日	平成 26 年 4 月 1 日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2.株式分割の概要」の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効 力 発 生 日 平成 26 年 4 月 1 日(火)

*上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日(木)をもって証券取引所における売買単位も1株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由及び内容

上記「2.株式分割の概要」および「3.単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年4月1日(火)をもって当社定款の一部を変更します。

- ①株式分割により、現行第6条(発行可能株式総数)を175,120,000株とします。
- ②単元株制度の採用により、第7条(単元株式数)を新設し、単元株式数を100株とします。
- ③上記②の新設に伴い、現行定款第7条以下の条数を繰り下げます。
- ④上記①②③の効力発生日を定めるため、附則を新設します。

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,751,200株</u> とする。 (新 設) 第7条～第40条(条文省略) (新 設)	(発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>175,120,000株</u> とする。 (<u>単元株式数</u>) <u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u> 第8条～第41条(現行どおり) <u>附則</u> <u>第6条の変更及び第7条の新設、ならびにそれ</u> <u>に伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成26</u> <u>年4月1日とする。なお、本附則は効力発生日を</u> <u>もってこれを削除する。</u>

以上